令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-23)

	施策名	軍備管理・軍縮及び不拡散								担当部局	名	B 防衛政策局		
施策の概要 物・機微技術の拡散について の取組を推進する。また、自行					般手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨は、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のため 輸隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システ 含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。				政策体系 の位置付					
	達成すべき目標	軍事転用 と協力して ②自律型	可能な貨物である。それのでは、それのでは、それの数死兵器を	刎・機微技 るの不拡散 システム(∫	術の拡散しなのための	こついて!! 取組を推	ナイルの拡散や武器及び は、関係国や国際機関等 進 論を含む国際連合等に	目標設策 考え方・:		太平洋と域の特性		きえ方】 自由で開かれたインド地 ビジョンを繁情を考え、虚し ・多層の的な安全保障 こ推進する。	政策評価 実施予定時期	令和5年8月
	測定指標						目標	目標年度	実		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年) の根拠			度)の設定
	国際連合等が行う軍備管理·軍縮の分野における諸活動の協力			る諸活動	収組みの化化国連軍軍国連国力一中協特定通一申協特定通一申協	への参加 禁禁 登 支 化 兵 長 大 日 よ 日 よ 日 よ 日 よ 日 よ 日 よ 日 よ <t< th=""><th>全保障構想(PSI)」に基づ等 (CWC)により設立された (OPCW)への職員派遣 に係る協力 制度に係る協力 の発掘・回収事業に係る 禁止制限条約(CCW)に 兵器システム(LAWS)</th><th>令和5年度</th><th colspan="2">和5年度 別紙</th><th colspan="4">・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (6) 軍備管理・軍縮及び不拡散 大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機徹技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。</th></t<>	全保障構想(PSI)」に基づ等 (CWC)により設立された (OPCW)への職員派遣 に係る協力 制度に係る協力 の発掘・回収事業に係る 禁止制限条約(CCW)に 兵器システム(LAWS)	令和5年度	和5年度 別紙		・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。 III 自衛隊の能力等に関する主要事業 5 安全保障協力の強化 (6) 軍備管理・軍縮及び不拡散 大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機徹技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。			
	達成手段 (開始年度)		額計(執行	7額) 4年度	当初 予算額 5年度	関連す る指標			₫成手段のホ	或手段の概要等 行政署			令和4年 行政事業 レビュー	
(1)	軍備管理·軍縮	令和2年度 5 (0)	5 (2)	(<u>*</u> 1)	(※2)	1	事業番号 大量破壊兵器の軍備管理・軍縮、不拡散に取り組むため、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)総会、オーストラリアグルーブ会会、化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議等に職員を派遣し、それぞれのレジームの規制や取り決めが実効性のあるものとなるように協力するほか、通常兵器の軍備管理・軍縮、不拡散については、既存の規制枠組みの会合等に職員を派遣し、実効性を高めるために協力する一方、特定通常兵器使用禁止・制限条約の各種会合では、人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、議論に参加する。							
施	策の予算額・執行額	5 (0)	5 (2)	0		施策に関係する内閣の 重要政策(施政方針演説 等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度~平成35年度)(平成30年12月18日国家安全 東のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度~平成35年度)(平成30年12月18日国家安全 正 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					全保障会議決定			

^{※1} 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

^{※2} 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-23)

施策名

軍備管理・軍縮及び不拡散

測定指標	目標	施策の進捗状況
1)1	際連合	等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動の協力
	「拡散	に対する安全保障構想(PSI)」に基づく取組みへの参加等
		元 ●令和元年度においては、以下の訓練に及び会合に参加し、関係国や国際機関と協力しつつ不拡散のための取組を推進した。 年 ・大韓民国主催拡散に対する安全保障構想(PSI)訓練「イースタン・エンデバー19」(7月) 度 ・豪州主宰PSIオペレーション専門家会合及びハイレベル政治会合(9月)
		2 年度 ●新型コロナの影響により実績なし。
		3 年度 ・シンガポール主催拡散に対する安全保障構想(PSI)訓練「ディープ・セイバー2021」(10月)
		4 年年度 ・米国主催「拡散に対する安全保障構想(PSI)」訓練「Fortune Guard 22」
	化学具	E器禁止条約(CWC)により設立された化学兵器禁止機関(OPCW)への職員派遣
		元 年 度
		2 年 度
		3 年度 ●実績なし。(書類選考は通過)
		4 年 申 令和4年9月より、陸上自衛官1名をOPCW技術事務局査察局に査察官として派遣。 度
	国連軍	 『備登録制度に係る協力
		元 年度 世装備品の年間輸出入数量を国連に登録すると共に、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。
		2 年度 セナン。 全装備品の年間輸出入数量を国連に登録すると共に、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。
		3 年度 ●装備品の年間輸出入数量を国連に登録するとともに、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。
		4 年 度 単装備品の年間輸出入数量を国連に登録するとともに、保有数や国内調達、小型武器の国内調達数に関する情報も自主的に提供した。

国連軍事	支出報告制度に係る協力
元年度	
2 年 度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。
3 年 度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。
4 年 度	●過年度の自衛隊関連予算額を国連に報告した。
中国遺棄	化学兵器の発掘・回収事業に係る協力
元年度	●内閣府に職員13名(内局部員・専門官クラス11名、陸上自衛官2名)が出向中である。
2 年 度	●内閣府に職員14名(内局部員・専門官クラス12名、陸上自衛官2名)が出向中である。
3 年 度	●内閣府に職員13名(内局部員・専門官クラス11名、陸上自衛官2名)が出向中である。
4 年 度	●内閣府に職員14名(内局部員・専門官クラス12名、陸上自衛官2名)が出向中である。
特定通常	- 兵器使用禁止制限条約(CCW)における自律型致死兵器システム(LAWS)の議論への参画
年	●5月及び6月にLAWS非公式会合、8月にLAWS政府専門家会合、11月にCCW締約国会議がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され、いずれの会合にも内部部局の職員(1~2名)が日本政府代表団の一員として出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。
2 年 度	●9月にLAWS政府専門家会合がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され、内部部局の職員(2名)がオンラインにて出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。
年	●8月、12月、3月にLAWS政府専門家会合がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され(12月は直前でキャンセル)また6月、12月、2月に同会議がオンラインで開催され、それぞれ内部部局の職員(1名)が出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。
年	●7月及び3月にLAWS政府専門家会合、11月にCCW締約国会議がスイス・ジュネーブの欧州国連本部において開催され、7月 及び11月は内部部局の職員(1名)、3月は内部部局及び防衛装備庁の職員(各1名)が出席し、LAWSに係る国際的な議論に参加した。

担当部局名 防衛政策局	政策評価 実施時期	令和5年8月
--------------	--------------	--------